

原文

武士の家の相続について説明不足で理解しがたい表現である。

相続は、血縁にもとづいて嫡子が父からうけつぐのが一般的であった。

分割相続であったため、庶子だけでなく、女性や養子にも相続権がみとめられていたため、女性の地頭もいた。女性への差別はあったが、夫婦別財産が原則で、嫁いだあとも改姓せず、所領は妻のものとされ、夫はかつてに処分できないなど、女性の地位は比較的高かった。

修正文

家督は血縁にもとづいて嫡子が父からうけつぐのが一般的であった。また、分割相続であったため、庶子だけでなく、養子や女性にも相続権がみとめられていた。しかし、親の権限が強く、子どもが所領を相続しても、親の意向に反した場合は、その相続を取り消すことができた。また、女性への差別はあったが、その地位は比較的高く、嫁いだあとも改姓せず、夫は妻の所領をかつてに処分できないなど、夫婦別財産が原則で、武士の未亡人で地頭職をもつ者も少なくなかった。